

JAポイントサービス会員規約

石川かほく農業協同組合

(令和2年4月1日)

この規約は、お客様（以下、「ポイント会員」といいます。）と当農業協同組合（以下、「当JA」といいます。）との間で、当JAがポイント会員の取引内容に応じて、JAポイントを当JA所定の基準に応じて提供するJAポイントサービスに関する取扱いを定めたものです。JAポイントサービスへの申し込みにあたっては下記条項が適用されることに同意したものとします。

第1条 会員資格

ポイント会員とは、当JA組員または、組員（正・准組員）に申込み、当JAが承認をした方で、会員加入申込書を当JAに提出し、ポイント会員カード（JA石川かほくメンバーズカード）の交付を受けた方をいいます。

会員資格の取得日は、当JAポイントサービスの会員登録した日とします。

第2条 ポイント会員カード

JAポイントサービスでは、ポイントカード、ポイントJAカード（ポイント機能付きJAカード（クレジット・キャッシュ機能付き）、ポイント機能付きJAカード（クレジット単体型））を会員カードとします。

第3条 入会費・年会費

当JAのポイントサービス入会費・年会費は無料です。ただし、ポイント機能付きJAカード（クレジット・キャッシュ機能付き、クレジット単体型）の場合は、発行者である「三菱UFJニコス株式会社」が定める年会費が別途必要となります。

第4条 会員特典

1. ポイント会員は、当JA所定の会員特典を受けることができます。
2. JA所定の会員特典の内容は当JAが任意に変更できるものとし、それらの変更は当JAホームページ、店頭掲示により告知します。

第5条 JAポイント

1. ポイントは、ポイント会員の取引内容を当JA所定の換算基準、換算周期で換算し、付与します。
2. ポイントは、当JAがJAポイントサービスのポイント付与対象として定めたメニューについて集計します。この場合、当JAのそれぞれの事業におけるお客様番号のお届けが必要となります。お届けいただいたお客様番号に誤りがあったことによる損害について、当JAは一切の責任を負いません。
3. 一部の店舗やメニューについては、ポイント集計の対象外となる場合があります。
4. ポイントは、当JA所定の方法によりポイント還元を利用することができます。ただし、当JA所定の条件を満たしていない場合にはポイントを利用できない場合があります。
5. 当JA所定のポイント換算基準と換算周期、ポイントの付与対象となるメニュー及び利用条件、ポイントを利用することができない当JA所定の条件は、当JAで任意に変更できるものとし、それらの変更は当JAのホームページ掲載および店頭掲示により告知します。
6. ポイントの換算はJAポイントサービス入会以降の取引が対象となります。
7. ポイントの利用にあたって、届出のあった氏名、住所に宛てて当JAが送付物を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. ポイントの有効期限は、当該ポイントの付与日から2年を経過した最初の3月末日とします。
9. ポイントの利用を取消すことはできないものとします。
10. ポイント会員特典はご本人のみご利用いただけます。
11. ポイントの残高は所定の端末並びに、最寄りの支店にてご確認いただけます。
12. ポイント会員カードの提示がない場合は、ポイント会員特典が受けられない場合がありますのでご注意ください。

第6条 個人情報の交換利用・提供について

ポイント会員は、申込時点で以下の1、2について同意したものとします。

1. 当J Aとポイントサービス運営にかかる下記の委託先が、ポイント会員の下記個人情報を保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

【委託先】

委託先名称：全国農業協同組合中央会、(株)石川県農協電算センター

【目的】

- A. 当J Aが委託先と連携して行うJ Aポイントサービスの運営や研究、開発
- B. 当J Aが取扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、およびこれらの研究や開発
- C. 当J Aが発行するポイントカードの発行業務およびその発行可否の判断
- D. 上記B. 記載の商品やサービス等の提供に際して、当J Aが行う判断、各種リスクの把握および管理

【情報範囲】

ポイント会員の氏名、生年月日、住所、電話番号・メールアドレス等の連絡先、家族構成、勤務先に関する情報、利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報、金融機関番号・支店番号・口座番号等の管理番号のうち、当J Aおよび委託先各社がそれぞれに保有する情報

2. 当J Aは、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、ポイント会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
3. 当J Aは、本規約にもとづくJ Aポイントサービスの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。

第7条 届出事項の変更等

1. ポイント会員は、氏名、住所、電話番号、印章、利用口座その他の届出事項に変更がある場合は、J A所定の方法により直ちにJ Aに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。
2. 届出のあった住所あてに当J Aが通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。

第8条 会員カードの紛失および再発行

1. 会員カードを紛失された場合は、再発行の手続きが必要となりますので、当J A所定の書面によりお届けください。
2. 会員カードの再発行には、手数料がかかる場合があります。
3. 会員カードが再発行されるまでの期間については、一部のポイントサービスがご利用になれないことがあります。

4. ポイント機能付き J Aカード（クレジット・キャッシュ機能付き）又は、ポイント機能付き J Aカード（クレジット単体型）を紛失・盗難・破損された場合は、「三菱UF J ニコス株式会社」への連絡等別途お手続きが必要となります。

第9条 契約期間

1. J Aポイントサービスの契約期間は入会日から、最初に到来する3月31日までとし、J Aポイント会員または当 J Aから特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。
2. J Aポイントサービスの契約期間が満了した場合は、換算したポイントは失効し、特典に引き換えることはできません。

第10条 事故防止を目的として本人確認

ポイントや特典のご利用ならびに再発行の手続きに際して、不正取得による事故防止および不正使用防止を目的として、必要に応じて本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。

第11条 解約等

1. ポイント会員は自己の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当 J Aに対する解約の通知は当 J A所定の書面によるものとします。なお、換算したポイントは失効し、特典に引き換えることはできません。
2. 前項の規定にかかわらず、当 J Aが必要と認める場合には、ポイント会員は即時に解約できない場合があります。
3. ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当 J Aはいつでもポイント会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。
 - (1) ポイント会員が当 J Aに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
 - (2) ポイント会員資格を喪失した場合（組合員の脱退、相続の開始等）
 - (3) ポイント会員が本規約や当 J Aと他の取引約定に違反した場合など、当 J Aが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
 - (4) 住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当 J Aにおいてポイント会員の所在が不明となった場合
 - (5) ポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
4. J Aポイントサービスの契約はポイント会員お一人につき、各一契約とします。万一ポイント会員お一人につき二契約あることが判明した場合、当 J Aはその二契約のうち任意の一契約を解約できるものとします。
5. 国内非居住者については J Aポイントサービスのご利用ができません。

第12条 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づくポイント会員の権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はありません。

第13条 免責事項

1. 当 J Aが申込書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当 J Aは一切の責任を負いません。
2. 災害・事変等当 J Aの責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、会員特典及びポイントの取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当 J Aは一切の責任を負いません。

3. 前2項において当J Aの責めに帰すべき事由がある場合、特別損害については、当J Aの予見可能性の有無にかかわらず、当J Aは一切の責任を負いません。ただし当J Aに故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。
4. ポイント会員が希望する会員特典及びポイントを、提供数量や時期の制限により当J Aが提供できない場合、当J Aは一切の責任を負いません。
5. ポイント会員特典に関して、ポイント会員の有する苦情及びポイント会員の被った被害に対し、当J A及び当J Aの提携先はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。

第14条 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

ポイント会員は、申込み時点で以下について同意したものとします。

私は次の(1)に規定する暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当し、(2)の各号のいずれかに該当する行為が判明した場合には、本規約に基づく一切のサービス提供が停止され、会員資格を取り消されても異議を申しません。

(1) 以下に該当する団体および個人

- a 私は、私が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下これらを「暴力団員等」という。)
- b 以下に該当する関係を有する者
 - (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

(2) 以下に該当する行為を行う団体および個人

- a 暴力的な要求行為
- b 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- e その他aからdに掲げる行為に準ずる行為

第15条 サービス内容の改廃及び規約の変更

1. J Aポイントサービスの内容は当J Aの都合で変更することがあります。
2. J Aポイントサービスの会員特典、ポイントの換算基準等は、当J Aの都合で改廃することがあります。
3. J Aポイントサービス会員規約は、当J Aの都合で変更することがあります。規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当J Aは一切の責任を負いません。
4. 前各項の改廃および変更については、ホームページ掲載、店頭ポスター掲示による通知等により告知いたします。

附 則

この規約は令和2年4月1日から改正する。